

第7日

平成28年12月12日（月）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、9日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、最初に9番稲富一實議員の質問を許可します。9番稲富一實議員。

（9番稲富一實君登壇）

○9番（稲富一實君） 皆さん、おはようございます。9番議員の稲富一實でございます。師走に入り忙しい中に議会傍聴においでいただき、まことにありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

今回の一般質問は、夢ある朝倉市の共創について、市民の皆さん方が心豊かに暮らせるまちづくりの創造について、一般質問をさせていただきます。

以後、質問席にて質問を続行させていただきます。

（9番稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 国民健康保険の運営について、質問させていただきます。

急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、疾病全体に占める生活習慣病の割合の増加や医療費の高騰が社会問題となっております。また平成20年4月から、医療保険者に対する特定健診・保健指導の実施の義務づけや後期高齢者医療制度の実施など、医療制度のあり方が大きく変わってまいりました。

このような中、朝倉市では、健康診査や健康教育、健康相談等の健康指導により、生活習慣病対策を初めとする市民の健康管理、健康づくりを支援するほか、感染症予防、精神保健等により総合的な健康増進対策に取り組んでおられます。これからは、一次予防の取り組みに重点を置いた効果的な健康増進対策を地域・社会全体で推進していくとともに、中長期的には、医療費の伸びを抑制することが必要であろうかと考えます。また地域医療体制の充実が求められているということで、第一次総合計画でうたわれているところでございます。

また、制度の目的といたしましては、「国民健康保険制度は、原則として被用者保険の適用者以外の国民全てを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」ということで、制度の目的がうたわれております。

そこで、質問いたします。平成27年度決算において、歳入で85億5,100万円、歳出で91億4,100万円、赤字で5億9,000万円が決算で認定されました。平成18年度、平成26年度、

平成27年度の被保険者数、実質収支、収納率及び滞納額、また1人当たりの医療費について質問いたします。

なお、平成27年度におきましては、保険税率の引き上げ及び一般会計から5,000万円の繰り入れ等がなされたが、この現実をどう捉え、分析しているのか、質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） まず、朝倉市の国民健康保険の被保険者数について、御説明いたします。

合併時、平成18年度、平均が1万8,170人でございます。26年度が1万5,519人、27年度が1万5,021人でございます。直近の本年の11月末現在でございますが、1万4,285人と減少いたしております。それに伴い、次、給付費総額が減っております。

1人当たりの医療費について先に説明させていただきますと、これについては、年々、給付費総額は、被保険者数の減で減少しておりますが、1人当たりの医療費は年々増加しております。18年度が約29万9,000円でございますが、26年度が約39万7,000円、27年度が1人当たりの医療費約40万6,000円ございまして、前年度比が2.1%の伸びでございます。

それと、実質収支でございますが、平成18年度の決算が約1,350万円の黒字でございます。20年度以降歳入不足が続いておりまして、26年度が約6億7,300万円の赤字でございます。昨年度、平成27年度決算が、実質収支が5億9,000万円、先ほど議員がおっしゃいましたような金額でございます。

それとあと、保険税の滞納額でございます。累積でございますが、平成18年度が約6億1,000万円でございます。26年度が5億6,700万円、27年度が5億2,600万円と、年々減少はいたしております。

それと、保険税の現年度の収納率でございますが、平成18年度が約93.7%、26年度が94.1%、それと、保険税率を改正いたしました平成27年度が94.7%と、年々、徴収率のほうは高くなってきております。

それと、27年度の保険税引き上げ、それと、一般会計からの法定外繰入について、どう考えているかということでございますが、先ほど議員おっしゃいましたように、国民健康保険というのは、被用者保険、社会保険等に属さない方が加入して、我が国の国民皆保険を支える基盤的な役割を担っている制度でございます。

ただ、ほかの制度に比べまして、加入者の年齢構成が高いこと、あと医療費水準が高い、それと所得に占める税負担が重い、保険税の負担が重いなど、構造的な問題を数多く抱えております。

そういう状況ございまして、次にその赤字の補てんにつきまして、25年度までは、次年度歳入からの繰上充用で対応してきておりましたが、26年度からは、一般会計からの法定外繰入を実施しまして、あわせて27年度には、さっきおっしゃいましたように、税率を

改定して、単年度収支、単年度赤字の一部を補っているような状況でございます。

27年度の決算を見ても、決算審査特別委員会でも御説明はいたしておりましたが、27年度は、税率改正による保険税の増収、それと、国の保険者支援制度拡充による基盤安定繰入金金の増、それと、収納率向上、医療費抑制による県支出金が増になっております等々さまざまな要因で、収支が改善されているような状況でございます。

本年度以降、歳入において、国の保険者支援制度の拡充、これは27から、先ほど述べました分ですが、あと国県支出金、あと歳出では、医療費の動向、高額な治療薬、透析患者数等の動向等、不確定な要素がかなり多うございます。現時点での収支の見通しを立てることが厳しいような状況にはございます。

今後も急速な高齢化、あるいは医療技術の進展で、医療費のさらなる増加が必至でございます。国保の運営は厳しい状況に今後もあると捉えているような状況です。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 現年度の徴収率、収納率というのは、18年度で93.7%、26年度で94.1%、27年度で94.7%という数字の説明がございましたが、過年度分において、18年度、あるいは26年度、27年度においては、どのような収納率となっておりますか、お伺いいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 失礼いたしました。18年度は、滞納分が11.6%でございます。26年度が21%、27年度が18.7%というふうな数値でございます。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） それでは、高騰を続けてまいります医療費の抑制に、どのように取り組んでおられるのか、質問をいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 朝倉市の医療費が毎年少しずつ伸びておりまして、26年度から、県の高医療費市町村に指定されておりまして、医療費の適正化推進のための計画を策定して、医療費の抑制に努めているところでございます。

まず、これは健康課とも合わせて実施しておりますが、生活習慣病を初めとするあらゆる病気の発症や重症化の予防対策が重要というふうに考えまして、特定健診を実施いたしまして、数値の高い方に受診勧奨、あるいは一人一人にあわせた保健指導を実施しているところでございます。

それと、健診の未受診者に対しては、電話や通知の送付、あと訪問による受診勧奨を行っております。

それと、節目の年齢の方、41歳、46歳、51歳の方に、無料のクーポンを配布いたしまして、受診率アップにつなげているところでございます。特に糖尿病予防に力を入れており

まして、健診結果で所見がある方については、二次検査を実施いたしております。未治療者を早期に発見いたしまして、重症化、合併症を予防することで医療費の削減に結びつけているようなところでございます。

それと、さらに医療機関に重複、頻回で受診されている方については、適正受診につながるよう個別に訪問指導を実施しているところでございます。

それと、本年度、28年度から、残薬削減対策として、薬剤師会の協力のもと、おくすり相談バッグ運動に取り組んでおります。これは、後期高齢者医療もあわせて取り組んでいるものでございますが、飲み忘れとか重複調剤による残薬を管理して、次に処方される薬と同じものがあれば、数を調整することで、被保険者にとっても自己負担の減額につながるということから、出前講座等でも積極的にPRを行っているところでございます。

それと、ジェネリック医薬品の使用促進についても、窓口で希望カードとか、希望シールを配布いたしまして啓発しており、少しずつではございますが、ジェネリックへの切りかえ率が上がっているような状況にございます。

以上のような取り組みをいたしまして、医療費上昇率の抑制を図ることができましたため、平成29年度の高医療費市町村には指定されませんでした。さらに30年度からは、保険者努力支援制度が新設されまして、各保険者の医療費適正化に向けた取り組み状況や、その成果が指標となり、公費支援の額に影響してくることになるかと思えます。今後も、他市町村の取り組み状況等も参考にしながら、継続して医療費の抑制に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 平成20年3月、朝倉市総合計画の中では、健診率、受診率におきましては、22.6%で、最終年、平成29年度、これは10カ年でございますが、総合計画においては、先般の全員協議会の中で1年間延べていくということでもございましたので、十分わかっておるわけでございますが、現状において、最終年におきましては、80%に上げていく計画であるが、27年度末の40歳～74歳までの受診率、33.2%となっているが、これをどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 総合計画のほうに目標として、過去に総合計画の中身については、この計画が10年後に朝倉市がどのようなまちに向かうかを明らかにするための数値目標で、80というのを確かに掲げておりました。

これについては、20年に特定健診が法律に基づいてスタートしたときに、国が指針を示しておりました。その国の指針の中に、目標年次である24年度の健診率を70%ということ掲げておりました。

それと、これは、全体の目標率で保険者ごとの目標率・値というのがありまして、健保とか共済組合が80%以上、協会けんぽ等については70%以上、市町村国保については65%

以上という数値が示されているところでございます。

朝倉市において、20年の4月に特定健診の実施計画を策定いたしました。国が示す市町村国保に課された24年度の目標値を、65%ですが、これを単年ごとに設定して、それとまた25年度からの第二期計画については、国の指針に基づいて、目標年次である平成29年度の数値を60%というふうに設定しているところでございます。

27年度の、先ほど議員が33.2%とおっしゃいました分は、速報値でありまして、ほかの自治体と比較するためには、法定報告という数値がございます。その数値は34.6%でございます。27年度の計画の目標値は50%でございますが、それには達しておりませんが、県内の状況を見ますと、福岡県の平均が31.7%でございます。それよりは高く、県内で中ぐらいの位置の受診率になっております。

それと、特定健診の受診状況を見てみますと、40歳とか50歳代の若年層の受診率が低いという状況。それと、新規受診者が減少している。それと、不定期受診者が増加している傾向にあります。継続して受診している方も、ふえてはおります。

健診を受診して健康管理していくことの大切さ、あるいは継続して受診することの重要性を、さらに市民の方に啓発していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 受診率を向上させていくためには、やはり健康課等々の一体的な施策、また教育課関係、社会教育関係も含めて施策を打つべきであろうと考えておりますが、健康課におきましては、出前講座等々果敢に取り組んでありますけれども、数値的には、こういった数値で現在推移しておるという状況でございます。なおかつ、やはりさらに積極的な啓発を願うものでございます。

次に、今後の国民健康保険特別会計事業勘定の収支見通しについて、質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 先ほど、ちょっと御説明いたしましたが、27年度の状況については、先ほど申しましたとおりでございます。28以降については、まだ、先ほども申しましたように、国の保険者支援制度の拡充、あるいは国県支出金等の動向が、まだはっきり見えてこないところもございますので、ちょっと見込みを立てるといのは厳しい状況というのは、先ほど御説明したとおりでございます。30年度からの新しい制度改革で、財政仕組みの中では、基本的には単年度の赤字は発生しないということで、決算補てんを目的とする法定外の一般会計繰入、あるいは繰上充用については、解消が図られる方向にはなっているところでございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 平成30年4月には、国民健康保険制度の改革が計画されているが、どのような施策となるのか、質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 30年度からの制度改革のお尋ねでございます。この制度改革、先ほど、国保の構造的問題を申し上げましたが、これを解決するために、将来にわたって安定的な制度運営が可能となるように、30年度から都道府県が市町村とともに保険者となって、国保運営を担う制度改革でございます。

国は、3,400億円規模の財政支援を拡充し、国保の財政基盤の抜本的な強化を図ることになっております。

具体的に申しますと、都道府県が財政運営の責任主体となります。安定的な財政運営や効率的な事業運営のために、都道府県が中心的な役割を果たしていきます。

一方、市町村のほうでございますが、これまでどおり資格管理や医療費の給付、税の賦課徴収を行います。これらの役割、それぞれの役割分担のもと、県は、県内全体の医療費に見合う納付金を算定いたしまして、医療費水準や所得水準を考慮して、市町村に分配いたします。市町村は、この納付金を賄うための税を徴収いたしまして、納付金を県に納めることとなります。

税率は、市町村ごとの標準的な税率が示されますので、それを参考にそれぞれの市町村の実情に応じて、保険税率を決めることとなります。

医療費については、給付分を県からの交付金で全て賄う仕組みになっておりますので、急な医療費の負担増等による赤字額の増や、保険税の引き上げといった問題点は解消できるものというふうに思われます。

今回の改革で、財政上の構造問題が解決に向かい、広域化という運営主体の拡大によって、財政の安定化が図られるものと思われませんが、今後も引き続き医療費の抑制、健診や保険事業の実施による健康増進に努めまして、収納率の向上策についても積極的に取り組み、国保会計の健全運営に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 収納関係におきましても、積極的に取り組んでいくということでしたが、再度、質問を申し上げます。特に過年度分においては、徴収率が低い。これを少しでも改善すべきではないかと考えておりますが、当局はどのように考えておりますか。質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 累積赤字の大部分を占めております税の滞納分についてでございます。対策としては、定期的な納税相談の実施、保険給付の還付による未納保険税への充当、それと口座振替の推進、それと住民票を置いたまま行方不明となって税が未納となっている被保険者の実態調査を実施しまして、職権で資格を消除するなどの対策を講じているところでございます。

国民健康保険の相互扶助の制度趣旨、それと保険税負担の公平性確保のために適正な収納対策が重要でありまして、今後も収納対策課と連携を図りながら、赤字の解消に向けて

取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 危機的な国民健康保険の、毎年、繰上充用されている現状についての財政状況について、早急なる政策判断が必要ではないかと考えるが、市長の答弁を求めます。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 国保会計については、今、部長から答弁されたとおりでありまして、そのいわゆる繰上充用をやっている大部分が滞納だということです。ほとんどがですね。ですから、もちろんその徴収については、今まで以上にやっていかなきゃならんと思います。

今、政策的な判断ということを言われましたけど、実は、それまでやっていなかった法定外繰入というものを26年度から始めています。これが大きな政策的な判断だというふうに私は考えています。

また、今度は保険者が県にかかってまいります。そうなりますと、まだ細かいところまで決まっていませんけれども、そのときには、今、残っている約6億円ぐらいの金をどうするのかという問題も出てまいりますので、そこあたりは十分見ながら、県の今後の方針を見ながら、きちっとやっていくべきことはやっていかなきゃならんというふうに思っています。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 29年4月からの改革によって、どのような状況になってくるのか、まだ未知数部分があるわけですが、この関係におきましては、積極的に取り組んでいただきたいとそのように考えているところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

農業の振興策について、荒廃園対策について質問いたします。

朝倉市の総面積246.71平方キロメートル、宅地においては16.48平方キロメートル、森林においては135.44平方キロメートル、耕地においては56.41平方キロメートルということで耕地においては5,641ヘクタールとなっておる状況下でございます。

また、水田におきましては3,783ヘクタール、普通畑で601ヘクタール、樹園地で1,220ヘクタール、牧草地で56.41ヘクタールという土地構成となっております。

農業は、生産性はもとより、集落機能、さらには防災機能といった重要な基幹面を持っている、市施策の中でも重要な位置を占めていると考えております。

中山間部、あるいは山間部において、荒廃化、耕作放棄地が言われて等しくなりますが、その原因は、農作物の価格の低迷や農業従事者の高齢化、また後継者不足が上げられる中、朝倉市では、23年12月議会の答弁で、耕作放棄地は、平成20年度121ヘクタール、22年度98ヘクタールと農業委員会が、そして25年3月には、推測ではありますが、89ヘクタール

と農業振興課が答弁されてまいりました。

つまり、4年間で32ヘクタールが、直近の比較でも、1年間に8ヘクタールと耕作放棄地は減少しているということになっておりますが、もちろん各課等々で若干の差はあったとしても、農用地の放棄地が解消といっても、もろもろな要因があると思っておりますが、減少していることは喜ばしい反面、部会等を初めとして、あれだけ荒廃化や耕作放棄地が言われる中で、少々疑問を禁じ得ません。現在の耕作放棄地面積は、どれくらいなのか、質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 現状の荒廃農地につきましては、平成27年度に農業委員会が実施調査いたしました利用状況調査等により、91.2ヘクタールとなっております。昨年比で約3.4ヘクタールの減少と、緩やかな解消実績とはなっております。

内訳といたしましては、農業委員の指導や事業の活動等により、解消した面積が24.3ヘクタール、新たに発生した荒廃園地に加え、耕作不利地で再発生した荒廃農地が20.9ヘクタールとなっております。

荒廃農地の主な原因といたしましては、先ほど議員も言われましたように、最近、特に有害鳥獣が顕著に被害があらわれております。本市の荒廃農地は、中山間地域の農用地が大部分を占めておりまして、前述要因等をあわせて、農作業の効率が悪い急傾斜地の圃場であることも関係していることが推察されます。

なお、91.2ヘクタールの荒廃農地のうち、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に定めますA分類として、再生利用が可能な荒廃農地は20.2ヘクタール、B分類といたしまして、再生利用が困難であると見込まれる荒廃農地は、71ヘクタールとなっておりますのが現状でございます。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） その調査方法において、どのような基準で行っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（浅尾静二君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 調査方法ですが、まず耕作放棄地の調査につきましては、農業委員会による年1回の農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールが法に基づきまして、全国統一で8月～11月の期間に、各地区の担当委員が地区全筆の農地の見回りの調査を行っております。

農地パトロールの目的には、遊休農地の把握が含まれており、遊休農地は、次のような基準、定義が3点ほどございます。

1点が、過去1年以上、作付が行われず、今後も維持管理、栽培が行われる見込みもない。2点目は、栽培は行われているが、周辺に比べて著しく程度が劣っている。3点目、現在または1年以内に遊休化するおそれがあるものということで、利用状況調査による



91.2ヘクタールの荒廃農地の内訳といたしましては、田が29.9ヘクタール、畑が61.3ヘクタールを把握している状況でございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 耕地のうちの水田、畑、樹園地内の荒廃園の現状は、どのように調査されているのか、お尋ねいたします。水田、畑、樹園地、これのすみ分けが、どのようにできておるのか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 農業振興課長。

○農業振興課長（末石豊伸君） 91.2ヘクタール、今、部長が申しました耕作放棄地の面積ですが、特に傾斜地あたりの樹園地、ここあたりがどのような数値になっているかが、非常に大事なところだというふうに認識しております。

樹園地の状況については、あくまでも状況調査ということで、そういうことを御理解いただき数値を報告いたします。

A分類、今、20.2ヘクタールということですが、その中で、樹園地、この部分については、約2万平方メートル、約2町歩でございます。そして、B分類、こちらが耕作不可能な土地という判定している71ヘクタールの部分ですね。そちらの部分が、約17万2,000平米、約17.2町歩ということで、A分類、耕作可能な中での樹園地といたしましては、約2万平方メートルぐらい。そして、B分類の耕作不能と認められる土地、この部分については、約17ヘクタール、17.2ヘクタールほどあるというふうに認識しております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 特に樹園地関係におきましては、荒廃園が進んでおるといような状況でございます。当然ながら、昭和40年代・50年代全般におきまして、県営パイロット事業、団体営事業等々で、国費を投入しながらの開発行為をやってきた経緯があるわけでございますが、個々に柿、梨、ブドウ等々植栽されて、現在においては、高齢化、担い手不足がために荒廃化が進んでおるとい現状でございます。91.2ヘクタールの荒廃に近い状況でもございます。

そういった状況の中で、これは、国の施策でもございますが、どうしても生産性の上がない農地においては、当然、農振除外をすべきではないかということで、再三再四、市長にも過去に一般質問をさせていただきましたが、この鍵が解けないという状況でございます。

市長会、あるいは全国市長会において、要望等々、要望活動等々を現在されておると思いますが、どうしても優良農園を守るためには、生産性の上がない土地においては、農振地域から除外すべきではないかと考えておりますが、いま一度、市長の答弁を求めます。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） この問題につきましては、随分前から、稲富議員、問題提起とし

てされております。

実は、私自身も、もうここ数年来、知事にも直接この話をしておりますし、農水省にもお話をしております。なかなかしかし、現在のところ農振除外と、いわゆるはっきり言いますならば、先ほど言われました昭和40年代にパイロット事業で開発した、昔は山林だったところですね。これが農地として、いわゆる農振地域として区分をされていると、この除外というのが非常に難しいというのが現状です。

ただ、今後もこのことについては、引き続き、県なり国に要望していきたいと思っておりますし、いろんな機関を通して実現するように努力をしたいというふうに思っています。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 市長の積極果敢な答弁をいただきましたので、次に移らせていただきます。

続きまして、教育行政について質問をいたします。

国家百年の計である教育は、新たな教育基本法のもと、未来を切り開く教育を推進していく必要があるとうたわれております。

学校教育の目的として、高い志を持って意欲的に学び、生きる力を育み、魅力ある学校づくりを掲げ、基本目標として、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、そして信頼される学校づくり、教育環境の充実等々うたわれておる状況下でございますが、時代の進展、社会変化に積極的に対応し、日本人としての自覚を持って国や郷土を愛し、郷土の恵まれた自然や誇りあるべき、歴史、文化、伝統を生かしつつ、親と子と孫が一緒に安心して心豊かに暮らすことができる魅力ある朝倉市を築いていく人材を育成しなければならず、朝倉市教育施策要綱を定めてあります。

1点目、児童数の推移は、どのようになっているのか、お尋ねいたします。平成18年度、24年度、そして現在の28年度、推定でございますが、33年度、36年度の児童生徒数を明らかにしていただきたい、そのように考えております。

○議長（浅尾静二君） 教育課長。

○教育課長（高良恵一君） まず、28年度の現在をお答えいたします。28年度、小学校在籍の児童数が2,644人、中学校が1,456人、合わせまして4,100人、我々は5月1日を基準日としておりますので、その人数でございます。

これが30年度になりますと、小学校が2,677人、中学校が1,348人、合計4,025人ということでございます。

34年度につきましては、小学校が2,603人、中学校が1,321人、合わせまして3,924人ということでございます。

この28年度～34年度、6年間の推計につきましては、住民基本台帳で算出した人数でございます。

あわせまして、中学校は、それでいきますと、あと6年推計ができるようになりますの

で、中学校35年度が1,317人、40年度が1,280人というところでございます。以上でございます。（「18年度」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 済みません。18年度の実績を申し上げます。

18年度の小学校の児童数3,414人、それから中学校の生徒数1,783人、平成18年では5,197名、児童生徒がおりました。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 推定児童生徒数になろうかと思いますが、34年度、6年後でございまして、福田小学校、蜷城小学校、秋月小学校、秋月中学校の生徒数、児童数の開示をお願いします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） まず、蜷城小学校の平成34年度の推計でございまして、62名です。それから福田小学校104名、それから秋月小学校96名、秋月中学校71名。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 学校設置の基準、国が示す適正規模とは、どういうものを指しているのか、質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 本教育委員会では、平成25年4月1日に、朝倉市立小・中学校の設置及び在り方に関する基本的な考え方というのを策定し、その中で方針を示しております。

まず、国の学校教育法施行規則によりまして、学校の適正規模というものは、12学級～18学級というふうにされておりますが、朝倉市におきましては、地域コミュニティの状況、それから地理的要因等に配慮いたしまして、中学校6校は維持することとしています。

また、一方、小学校におきましては、児童数が100人未満となった場合には、設置及び在り方の検討対象とするようにしております。

ここで検討対象とするということは、教育委員会がその当該学校の教育内容及び学校施設上の問題や実情、それから情報等につきまして、学校、保護者、地域に提供をしつつ、あくまで学校等の思いや考え方を受けとめながら、小規模校においての問題や困り感などはないかといったものを協議検討として図っていくという意味でございまして。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 朝倉市における小学校の適正規模あるいは中学校の配置というのは、説明を過去に受けた経緯があるわけですが、小学校6学年で、児童数100名という数字が出ておるわけですが、逆算すると1学年で17名という数字になろうかと思いますが、先ほどより学校の運営、あるいは地域住民のというような説明等々も受けたわけですが、それをそのまま中学校に入学していった場合、50数名の中学校

というような状況になってくるわけですが、そこら付近、教育部としてどのように考えてあるのか、質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 先ほども若干触れましたけど、中学校というのは、基本的に小学校の半分ぐらいの生徒数にはなりますが、先ほども言いましたように、中学校の6校については、合併後、今、10年目を迎えておりますが、当時の1市2町、地域コミュニティの状況、それから地理的要因等がございますので、この6校については、仮におっしゃられたような数字になったとしても、当分の間は、維持していきたいというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 朝倉市のような一般会計予算で300億円の予算額、ここ数年、そういった傾向で動いておりますが、教育行政における財政投資というのは、できることであれば、なるべく触れたくないというのが現状であろうとは考えておりますが、財政投資と学校現場、教育現場、そして地域のコミュニティも踏まえながらの施策になろうかと思っておりますが、そういった関係において、6校を存続させていくということでございますが、いま一度、説明を求めます。

○議長（浅尾静二君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 児童生徒数の減少に伴って学校の統廃合とかいうのは、これまで考えられてまいりました。一時期は、効率化ということが非常に強調されまして、統廃合が進んだ時期がございましたけれども、その後、必ずしも人数が減ったからといって、一方的に行政のほうからそれを進めることにはいろいろ問題があったということで、そのあたりは十分地域の方々の意見を聞きながら、これについては対処するようというふうな方針に変わってまいりました。

何でそんなふうに変ったかと申しますと、やはり学校は、コミュニティの中核になる、そういう性質を持ったものでありますし、その地域が活性化していく、発展していく、そういうインフラとしての性格を持ったところがあるというふうなことがありまして、その学校の教育から派生するいろいろな地域に取り巻くというふうな面を、もう少し認めて、そこを大事にしていくべきではないかというふうになされてきたというふうに理解しております。

今回の問題につきましても、秋月初め6校、中学校を残すという方針を、先ほど部長がその理由を述べましたけれども、それぞれの地域の歴史とか文化とかいろいろございまして、それからもう一つは、学校としての地理的な面としまして、通学の範囲がどれぐらいの距離が適切かという、小学校でありますと、例えば4キロとか、中学校は6キロあたりが一つの基準となるというふうな数字がございましてけれども、その地理的な条件が、朝倉市の場合は6校が適切であるというふうの一つには考えられるというふうに思っていま

す。

しかしながら、児童生徒の減少というのは、教育の面で、先ほど御指摘が 있습니다ように、それから以前にも御質問がございましたように、必ずしも小規模でいい面もありますけれども、それだけではいけないという問題があるといういろんな面がありますので、そのあたりをどのように考えていくかという、その両方の学校があることによるよさと、それから小規模であることの問題とか、そういういろんなプラス・マイナスを考慮しながら考えていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

今回の秋月の問題につきましては、学校の存続が、秋月地域のこれからの発展、活性化していく上で、やはり大きなポイントになるという中で、児童生徒が減少してきている、これをどうかして歯どめをかけたい。そして、現在の学校が維持できるような形にもっていくには、どうしたらいいかということ、いろいろ考えられた末の一つの案として、提起されたものであるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 先人の英知により脈々と教育行政は培われてまいっております。時と場合によっては、大きな大きな決断もしなければならぬ時期等々も過去にはあったんではないか。学校の統廃合を含めて厳しい状況の中で、先人たちは重たい決断をしてこられたことだろうと考えております。

そこで、質問いたします。小中一貫教育施策と義務教育学校施策についての相違点を質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 教育課参事。

○教育課参事（朝妻浩慶君） まず、義務教育学校につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

国の法律等の整備等に伴いまして、義務教育学校というものが、いわゆる小学校、中学校とは別の学校種として、今回、法律的に整備をされたものでございます。

小中一貫教育と申しますのは、小学校と中学校が別々に存在する中で、教育の内容を一貫性を持たせながら、子どもたちを9年間の見通しで育てていくというものです。それに対しまして、義務教育学校につきましては、これは、もう一つの学校ということで存在をする、そういったものです。その中で9年間の見通しを持ちながら、より特色化を図る可能性を秘めた学校制度であるというふうな説明ができるかというふうに思っております。

特色化と申しますのは、その9年間の教育課程を、今の法律にのっとるのみではなくて、ある程度自由に計画を立てながら特色のある教育を図ることができる、そういった可能性を秘めたのが、この義務教育学校であるというふうに私どもは捉えておりますし、もう一つは、どうしてもこの義務教育学校につきましては、校長先生がお一人、以下で、いわゆる副校長、教頭というような体制のもとで、一つの職員体制のもとで、この義務教育学校というのは運営されていくということも言い添えておきたいと思っております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 義務教育学校の説明の中で、義務教育学校の教員は、原則、小学校、中学校の免許状を併用することが必要となりますが、当分の間は、併用を条件とせず指導することが可能となっておりますということでございますが、仮に義務教育学校が開設されてスタートする中において、当分の間は、小学校、中学校の免許状、どちらかであれば、先生方は教務に当たられるということでございますが、この当分の間というのは、どれくらいを指して条文化されておるのか、質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） それが一番心配なところなんですけど、国の表現によりますと、もう当分の間というふうには、表現されておられません。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 義務教育学校になった場合の大きな大きな問題は、そこであろうと考えておるところでございます。小学校の免許、中学校の免許を併用しておかなければということでございますので、国においては、そういった形でありましようが、学校現場、職員採用の時点での厳しいもろもろの案件が積みまってくるのではないかと心配を、危惧をしている状況でございます。

時間が参りましたので、これで私の一般質問は終わらせていただきますが、やはり将来の財政状況を踏まえる中で、憂慮すべき案件があるわけでございます。職員の皆さん方、そして、私たちも含めてでございますが、米一粒の税の重さ、その米一粒の税金の重さを胸に秘め、森田市長指揮のもと、朝倉市の住民生活の福祉向上のため努力されることを期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩